

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部停止について

下記の事業者について、介護保険法第77条第1項に基づき指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部を停止しますので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社西陽（所在地 福島県会津若松市）
- (2) 代表者 代表取締役 佐々木崇

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 名称 有料老人ホーム プラセール日新
- (2) 所在地 福島県会津若松市日新町10-10
- (3) サービスの種類 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

3 処分内容 指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止1か月）

4 処分期間 令和7年9月18日から令和7年10月17日まで

5 処分理由

- (1) 介護保険法第77条第1項第5号（人格尊重義務違反）

当該事業所の従業員1名が入所者1名から、また、別の従業員1名が入所者3名から居室にあった現金を盗んだことによる経済的虐待が発生した。

- (2) 介護保険法第77条第1項第10号（関係法令違反）

当該事業者は、従業員の窃盗の疑いを認識していながら、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条第1項で義務付けられている市町村への通報を速やかに行わなかった。